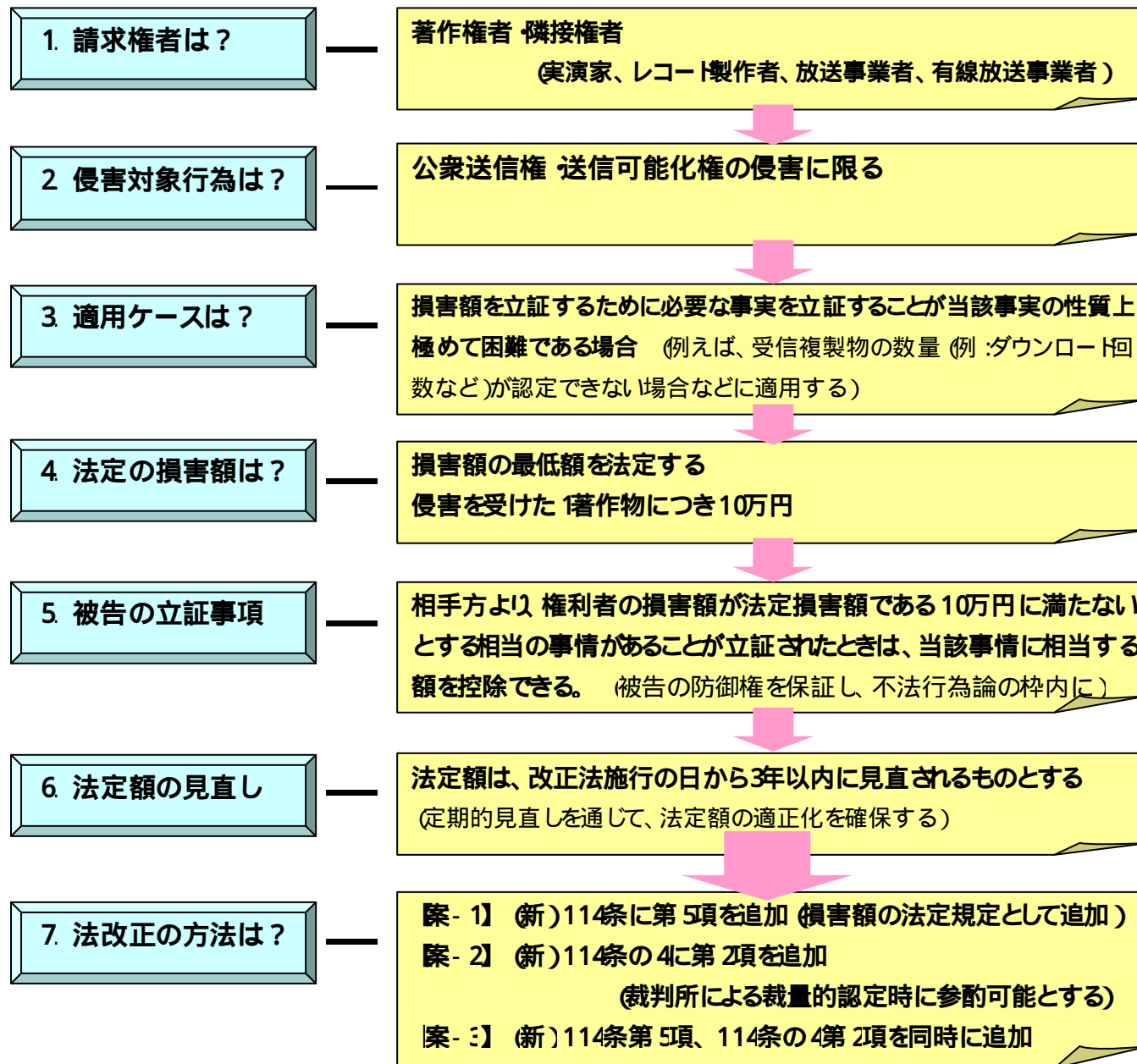


法定賠償制度 (損害額の法定条項) (案)の骨子



改正案】(案-1] 案-3]の例、案-2]は略)

第114条

5 著作権者又は著作隣接権者は、その公衆送信権又は送信可能化権が侵害されたことによる損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、故意又は過失により公衆送信権又は送信可能化権を侵害した者に対し、著作権者又は著作隣接権者の選択により、第1項から第3項に基づく損害の額の推定又は賠償請求に代えて、10万円を自己が受けた損害の額として請求することができる。ただし、その損害の額が10万円に満たないとする相当の事情があるときは、当該事情に相当する額を控除するものとする。

第114条の4

2 裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、第114条第5項の規定を参酌することができる。

附則

新著作権法第114条第5項の規定中の額は、改正法施行の日から3年以内に見直されるものとする。